

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年12月19日
【会社名】	株式会社ジャックス
【英訳名】	JACCS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 村上 亮
【本店の所在の場所】	北海道函館市若松町2番5号 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。)
【電話番号】	03-5448-1311 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役上席執行役員 小林 一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号
【電話番号】	03-5448-1311 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役上席執行役員 小林 一郎
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 96,097,932円 ( ) 本来、2021年7月16日に有価証券届出書を提出すべきところを事務手続きの不備により提出していなかったため、改めて本有価証券届出書を提出するものです。なお、本募集金額は1億円未満ですが、企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第5項第2号の金額通算規定に該当いたします。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャックス 本部 (東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号) 株式会社ジャックス 札幌支店 (北海道札幌市中央区北一条西六丁目1番地2) 株式会社ジャックス 仙台支店 (宮城県仙台市青葉区一番町三丁目1番1号) 株式会社ジャックス 神戸支店 (兵庫県神戸市中央区雲井通四丁目2番2号) 株式会社ジャックス 大宮支店 (埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地16) 株式会社ジャックス 東京支店 (東京都渋谷区笹塚一丁目50番1号) 株式会社ジャックス 千葉支店 (千葉県千葉市中央区新田町1番1号) 株式会社ジャックス 横浜支店 (神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号) 株式会社ジャックス 名古屋支店 (愛知県名古屋市中区栄二丁目3番1号) 株式会社ジャックス 大阪支店 (大阪府大阪市中央区伏見町四丁目1番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) (注) 印は法定の縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜を考慮して閲覧に供する場所としております。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	37,204株	完全議決権株式で株主の権利に特に権限のない株式です。単元株式数は100株であります。

#### (注) 1. 募集の目的及び理由

当社は、当社の取締役(社外取締役除く。)に対する株式報酬制度として、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と更なる価値共有を進めることを目的として、2018年5月15日開催の当社取締役会及び2018年6月28日開催の第87期定時株主総会において譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度(パフォーマンス・シェア・ユニット)を導入することを決議いたしました。なお、本募集は2021年7月16日開催の取締役会決議に基づき行われるものです。

#### 譲渡制限付株式報酬

本有価証券届出書の対象となる当社普通株式のうち24,600株は、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の第91期事業年度(2021年4月1日~2022年3月31日)の譲渡制限付株式報酬として割当予定先である当社の取締役8名及び役付執行役員11名に対して、支給される金銭報酬債権の全部を出資財産として現物出資させることにより、自己株式を処分するものです。また、当社は割当対象者との間で、譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。そのため、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定まる特定譲渡制限付株式に該当いたします。

#### (1) 譲渡制限期間

2021年8月5日~2051年8月4日

#### (2) 譲渡制限の解除条件

本制度対象者が譲渡制限期間中、当社の取締役(又は役付執行役員及び監査役)の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、本制度対象者が譲渡制限期間満了前に当社の取締役(又は役付執行役員及び監査役)を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡又はその他当社取締役会が正当と認める理由により退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整いたします。

#### (3) 譲渡制限付株式の無償取得

本制度対象者が譲渡制限期間満了前に当社の取締役(又は役付執行役員及び監査役)を退任した場合には、(2)に定める正当と認める理由がある場合を除き、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

#### (4) 株式の管理に関する定め

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、本制度対象者が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に開設する専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各本制度対象者が保有する本割当株式の口座の管理に関連して三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社との間で契約を締結いたします。

#### (5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会により承認を要さない場合には、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定まる数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち譲渡制限を解除いたします。

なお、当社は上記を規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得いたします。

#### 業績連動型株式報酬(パフォーマンス・シェア・ユニット)

本有価証券届出書の対象となる当社普通株式のうち12,604株は、業績連動型株式報酬制度(パフォーマンス・シェア・ユニット)に基づき、当社の第13次中期経営計画の対象期間(2018年度から2020年度までの3事業年度)において、当社普通株式を割当予定先である対象者に対して支給された金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることにより、自己株式を処分するものです。

(1) 概要

パフォーマンス・シェア・ユニット(業績連動型株式報酬)は、当社の第13次中期経営計画の対象期間(2018年度から2020年度までの3事業年度)において、当社普通株式を割当予定先である取締役(社外取締役除く。以下、「対象取締役」という。)、役付執行役員、雇用契約の執行役員及び上層部の従業員(以下、「対象者」という。)に対し、対象期間中の当社業績等の数値目標を当社取締役会においてあらかじめ設定し、当該数値目標の達成率に応じた数の当社普通株式(以下、「当社株式」という。)及び納税費用相当額の金銭を、対象期間分の報酬等として交付する業績連動型の株式報酬です。

(2) 報酬金額の上限

当社は、対象取締役の役職に基づき、対象期間の会社業績の数値目標達成率に応じて、対象取締役に對して金銭報酬債権及び納税費用相当額の金銭を交付し、対象取締役は、当社株式について発行又は処分の際に当該金銭報酬債権を現物出資することにより、予め定めた算定方式に基づき当社株式を取得します。当該金銭報酬債権の金額は、当社株式を割当てる対象取締役に特に有利としない範囲で当社取締役会にて決定いたします。当社が対象取締役に交付する金銭報酬債権及び金銭の金額は、対象期間において72百万円を上限といたします。また、当社が対象取締役に交付する当社株式の総数は、対象期間において15,800株相当を上限といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合、株式の分割、株式無償割当て等によって増減した場合、当該上限及び対象取締役に對する交付株式数は、その比率に応じて合理的に調整されます。

当社株式の交付を行うことにより、上記報酬金額の上限又は上記交付株式総数の上限を超えるおそれがある場合には、これらの上限を超えない範囲で、対象取締役に對する交付株式数を按分比例等の合理的な方法により減少させます。

(3) 金銭報酬額の算定方法及び評価指標

以下の方法に基づき算定のうえ、対象取締役及び対象者ごとの交付株式数及び支給額を決定いたします。

個別交付株式数

基準株式数 × 50%

個別支給額

基準株式数 × 50% × 当社株価

評価指標は、連結経常利益及び連結営業収益を採用し、業績評価期間における目標数値の達成水準に応じたポイントを対象期間で合算し、業績評価ランクを決定いたします。

(3) 1株当たりの払込金額

対象取締役及び対象者に割当てられる当社株式1株当たりの払込金額は、割当てを決定した取締役会開催日の前営業日の東京証券取引所における終値を基礎として、株式を割当てる対象者に有利な金額としない範囲で取締役会において決定します。

(4) 金銭報酬債権の支給及び当社株式の割当てに関する条件

対象期間が終了し、以下の株式交付要件を満たした場合に、対象取締役及び対象者に対して当社株式を交付いたします。当社が当社株式を交付する際は、当社株式について発行又は処分により行われ、当社株式を交付する対象取締役と対象者及び交付株式数は、対象期間経過後の当社取締役会で決定いたします。

対象期間中に在任したこと

一定の非違行為がなかったこと

その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

(5) その他

組織再編等におけるパフォーマンス・シェア・ユニット報酬制度の取り扱い、その他制度の詳細は当社取締役会の決議又はパフォーマンス・シェア・ユニット報酬規程で定めております。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付の申込みの勧誘となります。

3. 振替機関の名称及び住所

名称: 株式会社証券保管振替機構

住所: 東京都中央区日本橋茅場町7番1号

## 2【株式募集の方法及び条件】

## (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	37,204 株	96,097,932	
一般募集			
計(総発行株式)	37,204 株	96,097,932	

(注) 1. 「第1【募集要項】 1【新規発行株式】 (注) 1. 募集の目的及び理由」に記載の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、特定譲渡制限付株式を当社の取締役(社外取締役を除く。)及び役付執行役員に割当てする方法によります。

2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。当該公正な評価額及び払込金額については、いずれについても、恣意性を排除した価格とするため、2021年7月15日(本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,583円としております。当該金額は、本自己株式処分に係る取締役会決議日直前の市場価格であり、合理的で、かつ払込金額として特に有利な金額には該当しないものと考えております。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. 現物出資の目的とする財産は、本制度に基づく当社の第91期事業年度(2021年4月1日~2022年3月31日)の譲渡制限付株式報酬及びパフォーマンス・シェア・ユニット株式報酬として支給された金銭報酬債権であり、それぞれの内容は以下のとおりです。

	割当株数	払込金額(円)	内容
取締役及び役付執行役員 19名	24,600 株	63,541,800	譲渡制限付株式報酬
当該業績連動型株株式報酬に係る対象期間の全部又は一部において取締役、役付執行役員及び対象従業員 65名	12,604 株	32,556,132	パフォーマンス・シェア・ユニット報酬
合計	37,204 株	96,097,932	

( ) 社外取締役除く。

## (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
2,583		1株	2021年7月19日~ 2021年8月4日		2021年8月5日

(注) 1. 「第1【募集要項】 1【新規発行株式】 (注) 1. 募集の目的及び理由」に記載の本制度に基づき、対象取締役及び対象者に割当てする方法によるものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. また、本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第91期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資より行われるため、金銭による払込みはありません。

## (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ジャックス 本部	東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号

## (4)【払込取扱場所】

店名	所在地

(注) 譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

### 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

### 4【新規発行による手取金の使途】

#### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
	200,000	

(注) 1. 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等であります。

#### (2)【手取金の使途】

本自己株式処分は、譲渡制限付株式報酬制度及びパフォーマンス・シェア・ユニット報酬制度に基づき支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資させることにより自己株式の処分として行われるものであり、金銭による払込みはありません。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## 1. パフォーマンス・シェア・ユニット報酬制度に基づく割当予定先の概要

## (1) 取締役(社外取締役除く。)

a. 割当予定先の概要	氏名	取締役8名(注)1
	住所	- (注)1
	職業の内容	当社の取締役
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	取締役8名(注)2は、当社普通株式を合計91,700株保有しております。
	人間関係	当社の取締役
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

## (2) 取締役(退任者)

a. 割当予定先の概要	氏名	取締役(退任者)2名(注)1
	住所	- (注)1
	職業の内容	当社の取締役(退任者)
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	取締役退任者(退任者)2名(注)2は、当社普通株式を11,900株保有しております。
	人間関係	当社の取締役(退任者)
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

## (3) 役付執行役員

a. 割当予定先の概要	氏名	役付執行役員14名(注)1
	住所	- (注)1
	職業の内容	当社の役付執行役員
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	役付執行役員14名(注)2は、当社普通株式を54,800株保有しております。
	人間関係	当社の役付執行役員
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

## (4) 役付執行役員(退任者)

a. 割当予定先の概要	氏名	役付執行役員(退任者)2名(注)1
	住所	- (注)1
	職業の内容	当社の役付執行役員(退任者)
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	役付執行役員(退任者)2名(注)2は、当社普通株式を12,200株保有しております。
	人間関係	当社の役付執行役員(退任者)
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

## (5) 雇用契約の執行役員及び従業員

a. 割当予定先の概要	氏名	雇用契約の執行役員及び上層部の従業員38名(注)1
	住所	- (注)1
	職業の内容	当社の従業員
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	雇用契約の執行役員及び上層部の従業員38名(注)2は、当社普通株式2,200株を保有しております。
	人間関係	当社の従業員
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

## (6) 雇用契約の従業員(退職者)

a. 割当予定先の概要	氏名	上層部の従業員(退職者)1名(注)1
	住所	- (注)1
	職業の内容	当社の従業員(退職者)
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	上層部の従業員(退職者)1名(注)2は、当社普通株式100株を保有しております。
	人間関係	当社の従業員(退職者)
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

(注)1. 本自己株式の処分はパフォーマンス・シェア・ユニット報酬制度に基づき、対象取締役及び対象者に対して第三者割当の方法により行われるものであるため、個別の氏名及び住所の記載は省略しております。

2. 出資関係については、2021年8月5日割当の直近2021年3月31日時点の株主名簿記載情報を基準に記載しております。

## 2. 割当予定先の選定理由

本自己株式処分は、業績連動型株式報酬の付与によって、株主の皆様と更なる価値共有を進めるとともに、中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることができるものとして割当先を選定しました。

## 3. 割り当てようとする株式の数

(1) 取締役	8名	5,072株
(2) 取締役(退任者)	2名	700株
(3) 役付執行役員	14名	2,632株
(4) 役付執行役員(退任者)	2名	300株
(5) 雇用契約の執行役員及び従業員	38名	3,800株
(6) 雇用契約の従業員(退職者)	1名	100株

## 4. 株券等の保有方針

本株式の保有方針について当社としては確認しておりません。

## 5. 払込みに要する資金等の状況

本自己株式処分は、対象者に対して、業績連動型株式報酬として付与された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資により行われるため、金銭による払込みはありません。

## 6. 割当予定先の実態

当社は、割当予定者に対し、反社会的勢力との一切の取引等のかかわり有無について「誓約書兼同意書」にて確認を行っており、反社会的勢力とは何ら関係がないものと判断しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

パフォーマンス・シェア・ユニット報酬として対象者が取得した当社株式は、インサイダー取引規制に係わらない限り、任意に譲渡することが可能です。

## 3【発行条件に関する事項】

### 1．払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

本自己株式処分における処分価格は、恣意性を排除した価格とするため2021年7月15日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における、当社の普通株式の終値である2,583円としています。これは、取締役会決議日直前の市場価格であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当行の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当予定先にとって特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

上記払込金額は、東証証券取引所における当社の普通株式の1カ月（2021年6月16日から2021年7月15日まで）終値単純平均値である2,604円（円未満切捨て。終値単純平均値において以下同じ。）に対して乖離率-0.8%（小数点以下第3位四捨五入。乖離率計算において以下同じ。）、3カ月（2021年4月16日～2021年7月15日）終値単純平均値である2,471円に対して乖離率4.53%、6カ月（2021年1月16日～2021年7月15日）終値単純平均値である2,303円に対して乖離率12.16%となっております。

なお、上記払込金額については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠したものととなっております。

### 2．発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本自己株式処分に係る株式数は、12,604株であり、この処分数量による希薄化の規模は、2021年3月末時点の当社の発行済株式総数35,079,161株に対して0.04%（2021年3月末時点の総議決権個数345,393個に対する割合0.04%。いずれも小数点第3位を四捨五入）と小規模なものであります。

また、本自己株式処分は、業績連動型株式報酬の付与によって、株主の皆様との一層の価値共有を進めるとともに、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることにつながると考えており、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的な水準であると判断しております。

## 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。



## 5【第三者割当後の大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式 を除く。) の総数に対 する所有株 式数の割合 (%)	所有株式数 (千株)	割当後の発 行済株式 (自己株式 を除く。) の総数に対 する所有株 式数の割合 (%)
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	7,015	20.27	7,015	20.28
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	2,448	7.07	2,448	7.07
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	1,644	4.75	1,644	4.75
ジャックス共栄会	東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号	1,554	4.49	1,554	4.49
第一生命保険株式会社 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	1,359	3.93	1,359	3.93
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	1,275	3.68	1,275	3.68
ジャックス職員持株会	東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号	975	2.82	975	2.82
RE FUND 107-CLIENT AC (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	MINISTRIES COMPLEX ALMURQAB AREA KUWAIT KW 13001 (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	600	1.73	600	1.73
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 (東京都港区浜松町二丁目11番3号)	588	1.69	588	1.70
三菱UFJ信託銀行株式会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 (東京都港区浜松町二丁目11番3号)	564	1.63	564	1.63
計	-	18,026	52.10	18,026	52.08

(注) 1. 「発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合」は、2021年3月31日現在の当社発行済株式総数(35,079,161株)から自己株式(481,540株)を控除して算出しております。

2. 「割当後の発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合」は、2021年3月31日現在の当社発行済株式総数(35,079,161株)から割当後の自己株式(468,936株)を控除して算出しております。

3. 2020年10月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社及び共同保有者であるS M B C日興証券株式会社が、2020年9月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、当該大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友D Sアセットマネジメント株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号	1,585	4.52
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	169	0.48
計	-	1,755	5.00

**6【大規模な第三者割当の必要性】**

該当事項はありません。

**7【株式併合等の予定の有無及び内容】**

該当事項はありません。

**8【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

### 第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第91期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 2022年6月30日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第92期第1四半期(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日) 2022年8月9日関東財務局に提出

事業年度 第92期第2四半期(自 2022年7月1日 至 2022年9月30日) 2022年11月9日関東財務局に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2022年12月19日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2022年7月1日に関東財務局へ提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2022年12月19日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日(2022年12月19日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社ジャックス 本店  
(北海道函館市若松町2番5号)  
株式会社ジャックス 本部  
(東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号)  
株式会社ジャックス 札幌支店  
(北海道札幌市中央区北一条西六丁目1番地2)  
株式会社ジャックス 仙台支店  
(宮城県仙台市青葉区一番町三丁目1番1号)  
株式会社ジャックス 神戸支店  
(兵庫県神戸市中央区雲井通四丁目2番2号)  
株式会社ジャックス 大宮支店  
(埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地16)  
株式会社ジャックス 東京支店  
(東京都渋谷区笹塚一丁目50番地1号)  
株式会社ジャックス 千葉支店  
(千葉県千葉市中央区新田町1番1号)  
株式会社ジャックス 横浜支店  
(神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号)  
株式会社ジャックス 名古屋支店  
(愛知県名古屋市中区栄二丁目3番1号)  
株式会社ジャックス 大阪支店  
(大阪府大阪市中央区伏見町四丁目1番1号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 印は法定の縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜を考慮して閲覧に供する場所としております。

### 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

### 第五部【特別情報】

#### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。